

PRESS RELEASE

2018. 6.25

一般社団法人静岡県信用金庫協会

「無利息型普通預金（決済用預金）」の「後見支援預金」 の取扱い開始について

(一社)静岡県信用金庫協会の傘下の12信用金庫は、昨年7～8月に全国に先駆けて「後見支援預金」の取扱いを開始し、平成30年3月末で209口座、約52億円と多くの方々に利用していただいております。この預金の大半は「有利息型普通預金」で、浜松信用金庫が先行して「無利息型普通預金（決済用預金）」も取り扱っているところです。

この度、利用者からのご要望もあり、浜松信用金庫以外の11信用金庫も、平成30年7月2日より順次、従来の「有利息型普通預金」に加え「無利息型普通預金（決済用預金）」の「後見支援預金」の取扱いを開始します。

こうした、更なる顧客の利便性の向上、安全性を確保することにより、県内全ての信用金庫が協力して成年後見制度を利用する被後見人の財産保護という社会的要請に対し応えていくものであります。

「無利息型普通預金（決済用預金）」の「後見支援預金」は、預金保険制度により全額保護の対象となりますので、金融機関破たん時のペイオフ（預入金融機関単位で1顧客元金1,000万円とその利息の払戻保証制度）を気にせずご利用いただけます。

「無利息型普通預金（決済用預金）」の「後見支援預金」の概要は以下の通りです。

記

- (1) 利用対象者
家庭裁判所が「後見支援預金」の新規契約にかかる「指示書」を交付した者
- (2) 預金科目
無利息型普通預金（決済用預金）でキャッシュカードは発行しません。また、最低預入単位の制限はありません。
- (3) 金利
無利息（預金にお利息はつきません。）
- (4) 預金保険制度
預金保険制度により全額保護の対象となります。
- (5) 取扱い開始時期
県内11信用金庫において平成30年7月2日から順次取扱いを開始します。

【お問い合わせ先】

(一社)静岡県信用金庫協会
電話：054-255-5530

後見支援預金手続きの流れ

(一社) 静岡県信用金庫協会

後見開始又は未成年後見人選任の申立て

申立人又は後見人候補者による後見支援預金の利用申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が、後見支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

後見支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。

(注) 後見支援預金は普通預金ですが、有利息の口座、無利息(決済用預金)の口座があります。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

・口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。